機関紙

# ほくだい

北海道大学教職員組合機関紙
【電話】011-746-0967(FAX共通)
【内線】2083･3994
https://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/

## 北大教職員組合は３月８日に、団体交渉を行います。

北大教職員組合は、昨年度より有期雇用契約職員の５年雇止めをテーマにして団体交渉を行ってきました。このテーマを継続し、今後も引き続き団体交渉を行っていきます。

これまでの団体交渉で、様々なことがわかってきました。その中でも注目するのは、無期転換を申請して認められた職員が１１１名（２０１８年７月の時点）いたことです。この方々のほとんどが医療系の職員で、「雇用年数の特例措置」を受けた人たちであることがわかりました。

「雇用年数の特例措置」の条件

（１）障がい者を雇用する場合

（２）部局の責任で退職するまでの雇用財源を確保し雇用する場合

① 1980年3月以前からの在職者

② 地域性や特殊な技能・免許等を必要とする職種（例：研究林の森林技能職員など）

③ その他、大学が特に必要と認める者（人事課との雇用協議が前提）

この特例措置が限られた場所（主に大学病院内）でしか適用されていないことと、このことをほとんどの人が知らないということを問題の焦点としました。

そこで、今回の団体交渉では要求事項を以下の2点にしています。

**要求事項１**

「その他、大学が特に必要と認める者」が、全学で適用されるためのルールづくりを求める

**要求事項２**

「無期転換権」について、教職員に対し、きちんとした説明をおこなうこと

Contents

● 3月8日　団体交渉のお知らせ
● 2月16～17日　全大教地区別単組代表者会議に参加して

今後の主な行事予定

3/1~2　全国大学高専教職員組合（全大教）書記研修会（東京）
3/8　団　体　交　渉

3/6　２０１８年度 **定年･退職の集い**
【日時】2019年3月6日（水）18:00～
【会場】エンレイソウ レストラン「エルム」【会費】2,500 円

特例措置の存在を知らないことで、本来適用されるべきであったはずの職員が雇止めにあい、大学・本人の双方の望まない事態が発生しています。雇用する側もされる側も、しっかりと知識と情報を得ることで、5年雇止め問題の解決の糸口を見つけ出すことができるのでは。と考えています。

団体交渉についての詳しい内容は
北大教職員組合ウェブサイトをご覧ください。
https://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/

また、非正規雇用問題部会では、連続学習会を開催しています。
５年雇止め問題についても触れます。ぜひご参加ください。

**年度末を どう乗り切るか**
非正規雇用問題部会
雇用契約更新手続きについての連続学習会

※第１回・第２回は終了しました。
■第１回　参加者１２名
■第２回　参加者　７名

第３回　３月５日（火）12:15～13:30

第　４　回
【日時】３月８日（金）17:00～19:00
【会場】Ｗ棟 105 教室

講　演　会
【日時】３月 14 日（木）18:00～20:00
【講師】加藤丈晴弁護士（北海道合同法律事務所）
【会場】Ｗ棟 410 教室
【内容】① 改正労働契約法に関する基本的知識
② 北大の現状についてのコメント

## 全大教合同地区単組代表者会議に参加して　執行委員　辻　智子

2019 年 2 月 16 ～ 17 日の 2 日間、北海道大学にて開催された全国大学高専教職員組合（全大教）合同地区別単組代表者会議に参加した。東北地区からは、弘前大学、岩手大学、秋田大学、山形大学、東北大学、福島大学、北海道地区からは、北見工大、室蘭工大、北海道教育大函館・札幌、小樽商科大、北大水産、北大、苫小牧高専、旭川高専の各組合代表者が参加し、地区協役員とともに全大教中央執行委員からの問題提起を受けつつ意見交換・交流を行った。内容は大きく 3 つのセッション（組織拡大、労働条件、高等教育政策）で構成された。各大学・組合・地域の状況は多様であるものの共通していることとしては、各職場の問題・要求を整理し明確化することを通して具体的な問題解決行動の集団的基盤が形成されうること、有期雇用の無期転換問題への取り組みの中で非正規雇用職員の組合加入が増えていること、しかし大学の雇い止めルール自体を改変させるのは容易でないことなどである。有期雇用の無期転換については、限定正職員制度の発足（東北大）、無期転換ポスト（５つ）の設定（小樽商科大）、新ルールの検討（北見工大）などが報告されたが、この問題については北大を含めて課題山積だと感じた。超過勤務、年次休暇取得、パワハラ問題など労働条件にも多くの課題があがり、さらに最後のセッションでは国（文部科学省等）の高等教育政策の問題性が次々と指摘された。労働者・労働組合のみならず大学の存在自体も、その将来を見通すことが困難な状況ではあるが、一つずつ丁寧に取り組んでいくしかないと感じた。

お読みいただきありがとうございました。
次号917号は2019年3月末の予定です。